

令和8年度診療報酬改定

20-3 算定告示と算定要件が一致していない 項目の整理

算定告示と算定要件が一致していない項目の整理①

算定告示と算定要件が一致していない項目の整理

- 口腔内写真の枚数に応じた評価ではなく、**歯周病患者に対する画像活用による指導の評価に見直し、位相差顕微鏡を用いた指導も評価**する。

現行

【歯周病患者画像活用指導料】	
歯周病患者画像活用指導料	10点
[算定要件]	
注1 <u>2枚以上撮影した場合は、2枚目から1枚につき10点を所定点数に加算し、1回につき5枚に限り算定する。</u> (新設)	



改定後

【歯周病患者画像活用指導料】	
1 口腔内画像	50点
2 顕微鏡画像	50点
[算定要件]	
注1 削除	
2 2については、歯周病に罹患している患者に対して区分番号D002に掲げる歯周病検査を実施する場合において、<u>動機付けを目的として位相差顕微鏡により描写された画像等を用いて指導を行った場合は、患者1人につき1回に限り算定する。</u>	

- 現行でう蝕以外も対象となっていることから、名称を見直す。

現行

【う蝕処置】
【う蝕歯即時充填形成】
【う蝕歯インレー修復形成】



改定後

【 単純処置 】
【 即時充填形成 】
【 インレー修復形成 】

- 準用となっている歯の破折片除去を新設する。

(新) 歯の破折片除去 (1歯につき) **30点**

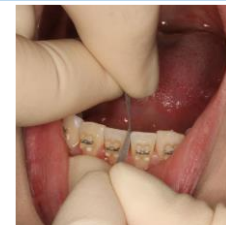
算定告示と算定要件が一致していない項目の整理②

ディスクング、補綴前処置の新設

▶ 咬合調整の対象となっていた診療行為の一部 **(ディスクング、レスト製作)** について、**新たな評価に位置付ける。**

(新) ディスクング (1歯につき) 40点

歯科矯正の部



[算定要件]

ディスクングとは、歯の隣接面を削除することをいい、叢生（クラウディング）について、ディスクングを行った場合は、歯数に応じて算定する。

(新) 補綴前処置 (1装置につき) 40点

歯冠修復及び
欠損補綴の部



[算定要件]

- (1) 補綴前処置は、新たな義歯の製作又は義歯修理（鉤等の追加）を行うに当たり、レストシートやガイドプレーンの付与、リカントウアリング等により、鉤歯や鉤歯の対合歯を除した場合に算定する。
- (2) 本区分は、新たな義歯の製作又は義歯修理に当たって、補綴前処置を行った日に、1装置につき1回に限り算定する。

出典) スタンダードパーシャルデンチャー補綴学 (学建書院)

処置の部

現行

[咬合調整]
[算定留意事項]

(8) (1)の「ニレスト製作の場合」とは、新たな義歯の製作又は義歯修理（鉤等の追加）を行うに当たり、鉤歯と鉤歯の対合歯をレスト製作のために削除した場合をいい、新たな義歯の製作又は義歯修理の実施1回につき、「1 1歯以上10歯未満」又は「2 10歯以上」のうち、いずれか1回に限り算定する。ただし、修理を行った有床義歯に対して、再度、義歯修理を行う場合については、前回算定した日から起算して3月以内は算定できない。

(9) (1)の「ホ 第13部 歯科矯正に伴うディスクングの場合」とは、本通知の第13部通則3に規定する顎変形症又は通則7に規定する別に厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常の歯科矯正を行う際に歯の隣接面の削除を行う場合をいい、歯数に応じ各区分により算定する。

改定後

[咬合調整]
[算定留意事項]
(削除)

(削除)

